第V部 清掃事業

市の鳥 カワセミ



平成2年3月1日制定

清らかな河川を好むカワセミは、山紫水明の地宇治の自然環境を何時までも 守っていこうという願いを込めて制定されました。

第V部 清掃事業

第1章 清掃事業のあらまし

1 清掃事業のあゆみ (令和4年度まで)



宇治市リサイクル推進キャラクター「パックン」

 取和 26 年 頃 不定期収集の実施 38年 4月 ごみの分別収集(もえるごみ・もえないごみ)実施 43 年 8月 もえるごみの週1回曜日収集実施 50 年 4月 もえないごみ収集を 20 日間隔に短縮 52 年 12 月 もえるごみの週2回(定点)収集実施、午前・午後の収集時間を設定 54 年 7月 もえないごみの月2回(定点)収集実施 56 年 6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収)溝上回収の定期化(木・金)もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59 年 9月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 60 年 12 月 年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61 年 8月 リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約 670 世帯)平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年 11 月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施 5年 9月 土曜閉庁に伴う収集の見直し(曜日変更・時間変更)を実施
38年 4月 ごみの分別収集(もえるごみ・もえないごみ)実施 43年 8月 もえるごみの週1回曜日収集実施 50年 4月 もえないごみ収集を 20 日間隔に短縮 8月 古紙回収事業実施 52年 12月 もえるごみの週2回(定点)収集実施、午前・午後の収集時間を設定 54年 7月 もえないごみの月2回(定点)収集実施 56年 6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収) 溝上回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59年 9月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年 11月 紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
43 年 8月 もえるごみの週1回曜日収集実施 50 年 4月 もえないごみ収集を 20 日間隔に短縮 8月 古紙回収事業実施 52 年 12 月 もえるごみの週2回(定点)収集実施、午前・午後の収集時間を設定 54 年 7月 もえないごみの月2回(定点)収集実施 56 年 6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収) 溝土回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59 年 9月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11 月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60 年 12 月 年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61 年 8月 リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約 670 世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年 11 月 紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
50年 4月 もえないごみ収集を 20 日間隔に短縮 古紙回収事業実施 52年 12月 もえるごみの週 2 回 (定点) 収集実施、午前・午後の収集時間を設定 54年 7月 もえないごみの月 2 回 (定点) 収集実施 56年 6月 古紙回収事業の一部定期化 (水・木・金専用車で回収) 溝土回収の定期化 (木・金) もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 59年 9月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 11月 筒型乾電池の週 1 回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始 (全市年末 3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業 (びん・缶収集) の試行開始 (約 670 世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月 3 回 (定点) 収集実施 3年 11月 紙パック収集 (リサイクル事業) 試行実施
8月 古紙回収事業実施 52年12月 もえるごみの週2回(定点)収集実施、午前・午後の収集時間を設定 54年7月 もえないごみの月2回(定点)収集実施 56年6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収) 溝土回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59年9月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年12月年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年8月リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年6月もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年4月もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年11月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
52年12月 もえるごみの週2回(定点)収集実施、午前・午後の収集時間を設定 54年7月 もえないごみの月2回(定点)収集実施 56年6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収) 溝土回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59年9月もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11月筒型乾電池の週1回収集を実施 60年12月年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年8月リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年6月もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年4月もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年11月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
54年 7月 もえないごみの月2回(定点)収集実施 56年 6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収) 溝土回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59年 9月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年 11月 紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
56年 6月 古紙回収事業の一部定期化(水・木・金専用車で回収) 溝土回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59年 9月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年 11月 紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
講士回収の定期化(木・金) もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 59年9月もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 11月筒型乾電池の週1回収集を実施 60年12月年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年8月リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年6月もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年4月もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年11月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 59年 9月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始 (全市年末3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業 (びん・缶収集) の試行開始 (約 670 世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回 (定点) 収集実施 3年 11月 紙パック収集 (リサイクル事業) 試行実施
59年 9月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始 (全市年末3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業 (びん・缶収集) の試行開始 (約 670 世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回 (定点) 収集実施 3年 11月 紙パック収集 (リサイクル事業) 試行実施
11月 筒型乾電池の週1回収集を実施 60年 12月 年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年 8月 リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年 11月 紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
60年12月年末特別収集開始(全市年末3~4日毎日収集) 61年8月リサイクル事業(びん・缶収集)の試行開始(約670世帯) 平成元年6月もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施 2年4月もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年11月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
61年 8月 リサイクル事業 (びん・缶収集) の試行開始 (約 670 世帯) 平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回 (定点) 収集実施 3年 11月 紙パック収集 (リサイクル事業) 試行実施
平成元年 6月 もえるごみの収集時間帯 (午前・午後) の見直し実施 2年 4月 もえないごみの月3回 (定点) 収集実施 3年 11月 紙パック収集 (リサイクル事業) 試行実施
2年 4月もえないごみの月3回(定点)収集実施 3年11月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
3年11月紙パック収集(リサイクル事業)試行実施
5年 0月十曜関庁に伴る収集の目古し(曜日亦軍・時間亦軍)を実施
3 中 3万 工権的力に円力収集の允良し(唯口友文・時間友文)を 天旭
6年 4月もえないごみ週1回収集を実施
6月生ごみ堆肥化容器購入費補助事業を実施
7年 6月生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象にボカシ容器を追加
9年 4月容器包装リサイクル法本格施行、缶・びん・ペットボトル・紙パックのタ
別収集を開始、市内一部地域で可燃ごみ収集日程変更
10年 10月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
11年 4月生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象に電気式容器を追加
13年 4月発泡トレー類分別収集開始、スプレー缶分別収集開始
家電リサイクル法本格施行、廃家電4品目の引取義務外品のみ収集実施
11月 もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
14年 1月古紙回収事業拡充開始
11月ごみ定点管理支援事業 (ごみネット・掃除用具配布)

r		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
平成 15 年	3月	不法投棄監視カメラ設置
	4月	廃食油回収支援事業を実施
	10 月	メーカー等不存在廃パソコン収集実施
16 年	4月	古紙類はもえるごみとして収集せずに、すべてを古紙回収の対象とする
	11月	もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
18 年	4月	ノンステップ収集の試行実施
20 年	· 11月	山間地区のもえるごみ週2回収集実施
21 年	3月	ごみ定点管理支援事業(ごみネット・啓発ラベルシート配布)
	4月	ふれあい収集の試行実施
		家電リサイクル法施行令改正、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機の収集実施
22 年	4 月	ふれあい収集の本格実施
	10 月	もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
24 年	3 月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集施行実施(市内 10
		箇所で拠点回収)
	6 月	指定ごみ袋制度試行実施
	10 月	指定ごみ袋制度完全導入
25 年	2月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集の拠点回収箇所を 2
		箇所追加(開地域福祉センター、ゆめりあうじ) (計 12 箇所)
	10月	もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
		小型家電の拠点回収を実施(市内 12 箇所)
27 年	1月	プラマーク分別収集を実施
28 年	10月	もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
30 年	3月	施設の廃止に伴い、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集
		及び小型家電の拠点回収箇所が1箇所減少(宇治公民館) (計11箇所)
		生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の廃止
令和元年	8月	海外リユース(衣類、はきもの、かばん、服飾雑貨等の拠点回収)を市
		役所にて実施
2 年	4月	産後ケアふれあい収集の実施
	- -	もえるごみの収集時間帯(午前・午後)の見直し実施
		海外リユースの拠点回収箇所を1箇所追加(木幡公民館) (計2箇所)
4年	2月	海外リユースの拠点回収箇所を1箇所追加(京都中央信用金庫木幡支店内)
	0 🖹	(計3箇所)
	9月	インクカートリッジの拠点回収を実施(市内 11 箇所)

② 収集体	制	
昭和 26 年	頃	リアカー・馬車などを使って収集実施
31 年	1月	自動車(三輪)によるごみ収集実施
36 年		機械式積込車を導入
43 年	8月	もえないごみの月1回収集を業者委託とする
56 年	6月	もえるごみ全車を長谷山清掃工場に直接搬入する(天神ごみ中継所閉鎖)
61 年	4月	折居清掃工場完成に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
平成元年	6月	収集体制の見直しを実施
5年	9月	土曜閉庁に伴う収集体制の見直しを実施

6年	3 月	溝土回収業務を業者委託とする
9年	4月	資源ごみ分別収集の全市実施に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
11 年	10 月	CNG塵芥車(天然ガス車)を導入
13 年	4月	廃家電4品目の引取義務外品のみ収集を業者委託とする
15 年	10 月	メーカー等不存在廃棄パソコン収集を業者委託とする
20 年	4月	廃家電4品目の引取義務外品等の収集を直営収集とする
	9月	もえるごみ(筒型廃乾電池を含む)及び缶収集の一部を業者委託とする
22 年	9月	ハイブリッド塵芥車を導入
24 年	7月	死獣収集の一部を業者委託とする
27 年	1月	古紙回収(直営) を業者委託とする
令和2年	4月	事業系ごみ(直営)の収集を廃止

③ ごみ収集手数料		
昭和 53 年	4月	事業系ごみの改定(以降、昭和61,平成3,10,15,30年4月改定)
		死獣処理の改定(以降、昭和 59,平成 10,15,30 年 4 月改定)
平成 15 年	4月	家庭系臨時ごみの改定(以降、平成 30 年 4 月改定)
30 年	4月	廃家電4品目、廃パソコンの改定
令和2年	4月	事業系ごみのごみ収集手数料を廃止

④ 主な法令	令・詩	計画など
昭和 29 年	7月	汚物清掃法廃止、清掃法施行
	12 月	宇治市清掃条例施行
45 年	12 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃棄物処理法」公布
46 年	9月	清掃法廃止、「廃棄物処理法」施行
47 年	4月	宇治市清掃条例廃止、宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
49 年	4月	市内全域を計画処理区域に指定
51 年	7月	宇治市環境保全条例施行
平成3年	4月	資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布
4年	9月	宇治市ごみ減量化促進協議会設置規定を制定
7年	6月	宇治市ごみ処理基本計画を策定
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
		「容器包装リサイクル法」公布
8年	6月	宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正
		宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
	9月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第1期分)を策定
10 年	6月	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」公布
11 年	7月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第2期分)を策定
12 年	5月	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設資材リサイクル法」公布
		国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律「グリーン購入法」公布
	6月	循環型社会形成推進基本法公布
		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」公布

14 年	7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律「自動車リサイクル法」公布
,		「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第3期分)を策定
17 年	6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第4期分)を策定
19 年	6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第5期分)を策定
21 年	3月	宇治市第2次ごみ処理基本計画を策定(改定)
22 年	6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第6期分)を策定
25 年	6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第7期分)を策定
26 年	3月	宇治市生活排水処理基本計画を策定
28 年	6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第8期分)を策定
31 年	3月	宇治市第3次ごみ処理基本計画を策定(改定)
令和元年	6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第9期分)を策定
3 年	6月	容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能
		とする法律「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布

⑤ 機材	冓		
昭和 26	5年	3月	市制施行、衛生課として発足
27	7 年	4月	衛生課と民生課を統合、厚生課となる
46	年	10 月	清掃課となる
58	年	7月	清掃事務所(庶務課、事業課)となる
平成 5	年	4月	環境事業所(庶務課、事業課)となる
9	年	4月	事業課を2係(業務係・ごみ減量推進係)とする
10	年	4月	環境保全部門・清掃部門を統合し、環境政策室(環境企画課・事業課・ご
			み減量推進課)とし、清掃部門は事業課を1係(業務係)、ごみ減量推進
			課を2係(庶務係・ごみ減量推進係)とする
19	9 年	4月	事業課を2係(業務係・再資源化係)、ごみ減量推進課を1係(ごみ減量
			推進係)とする
25	·····································	4月	事業課を2係(業務係・ふれあい啓発係)とする
26	5 年	4月	事業課とごみ減量推進課を統合し、ごみ減量推進課とし、3係(再資源・
			計画係、業務係、ふれあい啓発係)とする
令和 4	1年	4月	課名をごみ減量推進課からまち美化推進課へと変更する

⑥ 施設など	(城	南衛生管理組合 他)
昭和 31 年	1月	宇治天神に焼却場建設
35年10	0月	宇治天神の自然通風式焼却炉の処理能力を 10t/日から 18t/日に増設
39年8	8月	し尿処理組合沢清掃工場(加温消化式,100k1/日)完成
43 年 7	7月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場(50t/8h)完成
		宇治天神焼却場閉鎖,中継所に改造(中継運搬機材導入)
44 年 4	4月	林道立場線(搬入道路)完成
45 年 8	8月	城南衛生管理組合沢清掃工場増設計画発表
46年 3	3 月	城南衛生管理組合沢清掃工場(湿式酸化方式)増設工事着工
1 1	1月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地開設
47 年 9	9月	城南衛生管理組合沢清掃工場(400kl/日)増設工事完成
48 年 6	6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地開設

49 年 5月宇治市金井戸埋立処分地開設 51 年 3月 城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築計画発表	
53年 3月 城南衛生管理組合奥山埋立処分地排水処理施設完成	
5月宇治市仙郷山粗大ごみ処分地閉鎖	
6月財団法人宇治廃棄物処理公社仙郷山埋立処分地開設	
城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築工事着工	
55年 3月宇治市金井戸埋立処分地閉鎖	
城南衛生管理組合長谷山清掃工場(連続燃焼式焼却炉、200t/24h)改築工	事完成
5月城南衛生管理組合沢第2清掃工場(110k1/日)建設工事着工	
57年 12月 城南衛生管理組合沢第2清掃工場(110k1/日)完成	
58年 6月城南衛生管理組合第2清掃工場(折居清掃工場)建設工事着工	
59年 4月 宇治市斎場完成、死獣を動物専用炉で火葬する。	
60年 6月 城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設建設工事着工	
61年 3月 城南衛生管理組合折居清掃工場(115t/24h×2基)完成	
城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設(100t/5h)完成	
平成4年 8月 城南衛生管理組合大阪湾センター(フェニックス)へ処分委託開始	
5年 3月 五ヶ庄西川原に古紙類のストックヤードを建設	
6年 8月 城南衛生管理組合沢第1清掃工場更新工事着工	
7年 4月 城南衛生管理組合 フロン回収事業を開始	
9月財団法人宇治廃棄物処理公社第3期処分地竣工	
9年 2月 城南衛生管理組合沢第1清掃工場更新工事(115k1/日)完成	
11年 1月 城南衛生管理組合リサイクルプラザ (43t/5h) 運転開始	
13年 3月 城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山開設	
4月城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設、奥山リユースセンターに名称	変更
14年 3月 奥山埋立処分地の埋立て完了	
15年 10月 城南衛生管理組合長谷山清掃工場更新工事着工	
16年 10月 城南衛生管理組合沢第 2 清掃工場の運転停止	
17年 4月 城南衛生管理組合沢第1清掃工場がクリーンピア沢に名称変更	
18年 5月 城南衛生管理組合長谷山清掃工場閉鎖	
9月 城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山(120t/24h×2基)運転開始	
城南衛生管理組合リサイクルプラザがエコ・ポート長谷山に名称変	更
23 年 4月 城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山が灰溶融炉の稼動を停止	
24年 7月城南衛生管理組合奥山リユースセンター更新工事着工	
25年 4月 一般財団法人宇治廃棄物処理公社へ移行	
27年 3月 城南衛生管理組合奥山リユースセンター閉鎖	
4月城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山(粗大ごみ処理施設 60	
日、プラスチック製容器包装資源化施設 17t/日)27 年 1 月 ~ 3 月 Ø)試運
転を経て運転開始	
12月城南衛生管理組合新折居清掃工場建設工事着工	
30年 4月 城南衛生管理組合折居清掃工場閉鎖	
城南衛生管理組合クリーンパーク折居(57.5t/24h×2炉)29年11	月~
30年3月の試運転を経て運転開始	

⑦ その他(し尿処理・料金改定など)

昭和30年 2月 し尿のくみとり制実施

29 年 7 日	宇治市環境衛生連合会発足
	宇治市外4町し尿処理組合設立
39 年 11 月	宇治市外4町し尿処理組合を城南衛生管理組合と名称変更
	し尿処理手数料を制定(以降、昭和45年4月、50年4月、53年4月、56
	年4月、59年4月、平成8年4月に改定)
45年4月	し尿収集を許可制から委託制に切替える
52年 7月	財団法人宇治廃棄物処理公社設立
10 月	宇治市清掃問題懇談会発足
56年 4月	城南衛生管理組合に井手町加入(3市3町構成となる)
61年 8月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
平成元年 11 月	リサイクル事業(缶・びん)の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依
	賴
4年11月	宇治市ごみ減量化促進協議会を設置
5年 2月	コンポストモニター制度実施
6年11月	宇治市ごみ減量化促進協議会が「ごみ減量と資源化方策」を市長に提言す
	る
7年10月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
8年 3月	宇治市ごみ減量化推進協議会を設置
4月	家庭系し尿処理手数料について、人頭制から世帯制へ改定
	リサイクル事業(缶)の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼
	紙パックの選別業務等を社会福祉法人宇治共同作業所・同胞の家に依頼
9年12月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し(排出先確認の導入)
10年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
11 月	宇治市廃棄物減量等推進審議会を設置
13年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し
	(排出先確認の廃止、市販マニフェスト採用等)
14年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社祝日開場の開始
15年 4月	城南衛生管理組合ごみ処理手数料改定
	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定(非飛散性アスベスト料金追
	加)
20年8月	同胞の家の紙パック選別業務等を特定非営利法人こもれびに依頼
	リサイクル事業(缶)の選別業務等を社会福祉法人宇治東福祉会に依頼
,	一般財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
= > 4	

2 啓発事業

(1) 環境教育等

地球環境への負荷を低減するために、循環型社会の形成に向けての取り組みとして未来 の社会を担う子供たち等を対象に環境教育を行っています。

ア 環境教育

保育園児・幼稚園児には、ものを大切にすることやごみの分別を題材とした紙芝居 を通して学んでもらい、小学校4年生には社会科の授業の一環として、ごみ問題の現 状、限りある資源の有効利用、ごみの減量、分別収集の重要性についての理解を深め てもらっています。収集作業の実演や塵芥収集車の構造学習等を通じて、子供たちに 環境問題をより身近に感じてもらえるよう工夫しています。また、平成30年度から中 学生を対象に加えています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のた め、いくつかの学校と園で事業を中止しましたが、令和4年度以降は、感染対策の徹 底等の効果もあり、徐々に平常時に戻りつつあります。

	30 年度	令和元年度	2 年度	3年度	4年度
保育所·幼稚園	36 園	34 園	23 園	27 園	29 園
小学校	21 校	21 校	16 校	19 校	21 校
中学校	2 校	3 校	1 校	3 校	3 校

表 5-1-2 環境教育実施状況



幼稚園での環境教育



小学校での環境教育



中学校での環境教育

イ 出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えるため、随 時、町内会・自治会等の要望に応じて、ごみの分別 方法等についての説明会を行っています。

(2) ごみ収集カレンダーの配布

過去に実施した市民アンケート等で要望の多かった 「ごみ収集カレンダー」を作成し、町内会等を通じて 各世帯に配布しました。「ごみ収集カレンダー」はごみ の収集日程をカレンダー形式で記載しており、排出日の 誤りを減少させる効果が期待できます。



出前講座の様子

C	0	3	Ų,	裏力	V:	,	¢	-	140		11800		-				6014-7	-		*
٠	ed Frittige SCHOOL		101							######################################	***	0. (14-00) 0. (14-00) 1-000-11		5 2	77	Admin'd	M	1964		Ö
3	430E		48					4314		58	40000	W. C.			ADIE.		- 6.5	100000000000000000000000000000000000000	-	
ш	+	-	-1	-	-	#	×		-	1 1	100		ж	м	-				-	н
	645	770-0		240	2491	ľ	П		177-1		540	64901		Ш					9.6991	T
w	-	-	- 16	-	19	łu	٠.	-			- 10	-	w	ы				-		ŧ,
	BAB	PA-		148	8490	ľ	Г	-	DA.		TAR	8490		П	-	JA.		845	BANK	ľ
ш	18	H	16	- 10	26	†m	122	M	18	-	11	1	W	w	- 11	-0000	18	10	10	†×
	-	245-4		-	-	П	П	140	792-9		100	-		Н	148	797-9		548	*4941	1
*	-	26	18	-	11	18	×	21	· H	10	и	-	×	m	-	. 19	- 10	10	- 11	ł
	548	PA.		546	6.694				PA	1	040	-		П	148	30		248	-	1
и		-		_		-	20	28	38	-	31		_	38	- 25	28	17	19	. 11	†×
	SAR						П	54.0	792-6		648			П	548	799-0		840	5850	1
	GIV.	THE PERSON NAMED IN	7.5	VIPE III		je i	ь	WHERE		88		No.	8	d	OIX.	TOTAL STREET	- 11	THE REAL PROPERTY.	-	de
н	-	-	+	-	-	Ŧ	m	_	-	-	-	1	17		-	-	-	-	-	н
	648	VA.		-	-	ľ	П				640	-		П	-	292-0		540	BARRI	Г
×	-	N N	707	1	11	tw	×	-	-	-	-	-	'n	×	-	10	11	-	10	to
	848	770-0		-	-		П	SAS.	123-0		-	6490		П	248	94		849	-	1
10	- 1	35		- 18	25	781	×	78	16	- 18	14	15	W	11	100 PE	180	14	10	- 11	70
1	648	PA	*	548	-				DA		848	64901		Ш	648	141-0		846	8490	1
=	п	24	n	- 10	11	п	×	H	11	10	п	- 10	×	(88)		T10-4	B	- 17	38	10
	***	141-4		440	8.691	ı	П		790-0		-	6450		П	148	PA		***	8400	1
-	H	30		_		•	in.	- M	- 10	10.	H	-	н	100			-	*1 *** O	-	•
	-	PA					П	-	010		-	9,4961		П	10 A	-3月は	88	CT.		

ごみ収集カレンダー

3 安全衛生

清掃事業を円滑に運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康管理に留意することが不可欠です。本市においては、労働安全衛生法に基づき宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年7月17日公布)を定め、昭和62年7月30日に安全衛生委員会を設置し、市職員の安全及び衛生の確保に係る諸課題に取り組んでいます。

(1) 安全衛生委員会環境政策小委員会メンバー

行政代表委員5名労働組合代表委員5名安全管理者1名衛生管理者2名

(2) 安全対策

ア 作業上の事故防止及び安全に関する指導・研修

- (7) 始業前口頭伝達
- (イ) 始業前のストレッチ体操の実施
- (ウ) 塵芥車等に救急薬品を常備
- (工) 研修
- イ 小委員会での活動内容
 - (ア) 作業の安全性向上について(調査・研究・職場巡視)
 - (イ) 安全衛生教育について
 - (ウ) 健康診断について
 - (エ) 事故の原因調査及び再発防止対策について
 - (オ) 職員の健康保持増進対策について
- ウ 今までの実績
 - (7) 職場アンケート調査に基づく職場環境の改善
 - (イ) 安全作業・安全運転の手引書(作業マニュアル)作成
 - (ウ) 感染症防止について関係医療機関に協力を要請

4 宇治市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量等に関する事項の審議機関として、「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」に基づき、平成10年11月に「宇治市廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。 知識経験者、市民の代表者、事業者の代表者等を審議会委員に委嘱しています。

5 財政

(1) 清掃事業費当初予算

ア 歳出

表 5-1-3 清掃事業当初予算(歳出)

(単位:円)

目	節		2年度	3年度	4年度
	報	酬	142,000	142,000	142,000
	給	料	357, 202, 000	360, 973, 000	358, 835, 000
清	職員手	当 等	255, 053, 000	257, 401, 000	253, 667, 000
掃総	共 済	費	133, 555, 000	132, 022, 000	128, 017, 000
総 務	旅	費	28,000	27,000	31,000
務 費	委 託	料	96,000	99,000	46,000
	負担金補助及	び交付金	121,000	121,000	121,000
	(小	計)	746, 197, 000	750, 785, 000	740, 859, 000
	賃	金	0	0	0
	報	酬	2, 263, 000	2, 190, 000	2, 221, 000
	報 償	費	39, 500, 000	38, 500, 000	37, 500, 000
	旅	費	64,000	64,000	64,000
塵	需 用	費	26, 169, 000	25, 173, 000	25, 046, 000
芥 処	役 務	費	1, 479, 000	1, 583, 000	1, 590, 000
理	委 託	料	342, 051, 000	360, 082, 000	361, 736, 000
費	使用料及び	賃借料	34,000	12,000	12,000
	原材	料 費	44,000	44,000	44,000
	備品購	入 費	300,000	27, 600, 000	36, 100, 000
	負担金補助及	び交付金	1, 279, 894, 000	1, 387, 152, 000	1, 422, 119, 000
	(小	計)	1, 691, 798, 000	1, 842, 400, 000	1, 886, 432, 000
し尿	負担金補助及	び交付金	282, 588, 000	270, 171, 000	286, 970, 000
処理費	(小	計)	282, 588, 000	270, 171, 000	286, 970, 000
	合 計		2, 720, 583, 000	2, 863, 356, 000	2, 914, 261, 000
_	一般会計予算額	<u>———</u> 質	62, 700, 000, 000	64, 140, 000, 000	66, 830, 000, 000

イ 歳入

表 5-1-4 清掃事業当初予算 (歳入)

(単位:円)

項	目	2年度	3年度	4年度
手 数 料	衛生手数料	8, 586, 000	8, 276, 000	8, 146, 000
雑 入	雑 入	2, 098, 000	294,000	294, 000
	合 計	10, 684, 000	8, 570, 000	8, 440, 000

(2) 清掃事業費決算額

ア 歳出

表 5-1-5 清掃事業費決算額 (歳出)

(単位:円)

目	節	2年度	3年度	4年度	対前年増減率
	給料	354, 200, 317	352, 287, 212	360, 934, 482	2.45%
清	職員手当等	256, 244, 496	251, 526, 823	259, 473, 897	3.16%
掃	共 済 費	130, 797, 522	125, 320, 863	128, 696, 270	2.69%
総	旅費	7, 400	10, 360	33, 500	223. 36%
務 費	委 託 料	70, 000	33, 000	0	-100.00%
貝	負担金補助及び交付金	116, 000	116, 000	116,000	0.00%
	(小 計)	741, 435, 735	729, 294, 258	749, 254, 149	2.74%
	賃 金	0	0	0	_
	報酬	983, 065	1, 921, 674	2, 120, 501	10.35%
	報償費	31, 950, 225	26, 201, 650	31, 376, 415	19.75%
	旅費	21, 711	39, 763	21, 370	-46. 26%
塵	需 用 費	26, 344, 546	26, 640, 947	30, 604, 028	14.88%
芥 処	役 務 費	1, 618, 079	1, 387, 875	1, 520, 111	9.53%
理	委 託 料	337, 705, 473	355, 641, 133	357, 269, 302	0.46%
費	使用料及び賃借料	209, 570	286, 294	203, 959	-28.76%
	原材料費	44, 000	44, 000	44,000	0.00%
	備品購入費	1, 962, 338	26, 959, 928	6, 317, 740	-76.57%
	負担金補助及び交付金	1, 263, 221, 840	1, 334, 066, 822	1, 395, 380, 392	4.60%
	(小 計)	1, 664, 060, 847	1, 773, 190, 086	1, 824, 857, 818	2.91%
し尿	負担金補助及び交付金	271, 790, 000	254, 659, 000	269, 490, 000	5.82%
処理費	(小 計)	271, 790, 000	254, 659, 000	269, 490, 000	5.82%
	合 計	2, 677, 286, 582	2, 757, 143, 344	2, 843, 601, 967	3. 14%
_	一般会計決算額	86, 516, 727, 078	71, 517, 485, 583	70, 348, 347, 070	-1.63%

イ 歳入

表 5-1-6 清掃事業費決算額 (歳入)

(単位:円)

	項			1		2年度	3年度	4年度	対前年増減率
手	数料	衛	生	手 娄	枚 料	9, 326, 360	8, 956, 550	8, 568, 450	-4.33%
雑	入	雑			入	3, 189, 121	2, 225, 862	5, 251, 663	135.94%
	,	合		計		12, 515, 481	11, 182, 412	13, 820, 113	23. 59%

図 5-1-1 令和 4 年度清掃事業費当初予算額

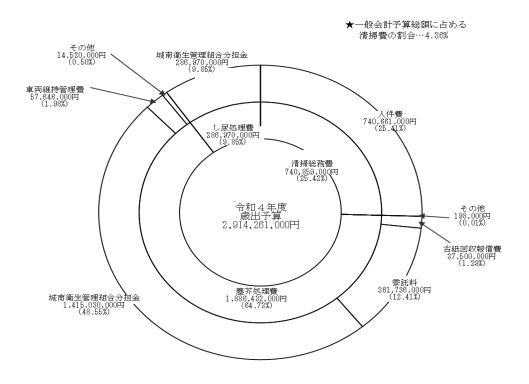
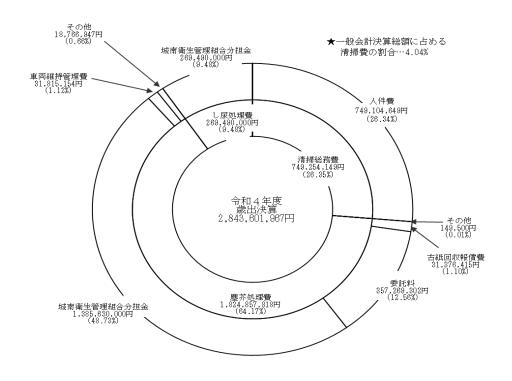


図 5-1-2 令和 4 年度清掃事業費決算額



(3) 令和4年度ごみ処理費用及び原価

ア 経費構成

表 5-1-7 ごみ処理費用経費構成 (単位:円)

収集・運搬部門	1, 145, 036, 030	44. 48%	···a
処理・処分部門	1, 429, 075, 937	55. 52%	b
収集処理経費(a+b)	2, 574, 111, 967	(清掃総務費+塵芥処理費)	…с

イ 収集量(自己搬入・集団回収を除く)

表 5-1-8 収集量一覧 (単位:t)

可	燃	物	22, 984. 53	一般•	臨 時」	仅 集	22, 984. 53
不	燃	物		一般	収	集	4,879.60
				臨 時	収	集	430. 54
			5, 341. 65	溝		土	31.51
資	源	物		古 紙	口	収	236.72
				紙パ	ツ	ク	12.94
					缶		319.01
				び		λ	1, 034. 09
				ペッ	トボー	トル	582.66
				廃 乾		池	42. 19
				プラ	マー	ク	1, 806. 81
				前	定	枝	16. 75
				廃	家	電	11. 32
				てん	ぷ ら		9. 34
				ペットボ			2. 04
				蛍	光	管	1.47
			4, 092. 48	小 型		 電	17. 14
合		計			-		32, 418. 66 ···d

表 5-1-9 処理量一覧

(単位:t)

<u></u> r	444.	H-A-n		古	77/	ılπ	生	10 227 20
可	燃	物	•	直	営	収	集	10, 337. 20
				委	託	収	集	12, 647. 33
			32, 806. 77	自	己	搬	入	9, 822. 24
不	燃	物		直	営	収	集	430. 54
				委	託	収	集	4, 911. 11
			5, 981. 45	自	己	搬	入	639. 80
資	源	物		直	営	収	集	2, 259. 14
				委	託	収	集	1, 833. 34
				自	己	搬	入	483. 43
			10, 851. 19	集	寸	口	収	6, 275. 28
合		計						49, 639. 41 ···e

(備考) 市民依頼分の廃家電については、環境省・一般廃棄物処理事業実態調査の単位重量を用いる エ 原価

表 5-1-10 原価一覧

	1 t 当り・・・・・ a/d	35, 320 円
収集運搬経費	1人当り・・・・・ a/人口	6,275 円/年(523円/月)
	1世帯当り・・・・ a/世帯	13,437円/年(1,120円/月)
	1 t 当り・・・・ b/e	28, 789 円
処理処分経費	1人当り・・・・・ b/人口	7,831 円/年(653円/月)
	1世帯当り・・・・ b/世帯	16,770円/年(1,398円/月)
収集運搬処理経費	1人当り・・・・・c/人口	14,106 円/年(1,175円/月)
以来连颁处连胜有	1世帯当り・・・・ c/世帯	30,208 円/年(2,517円/月)

(備考) 人口、世帯は令和4年10月1日現在(182,488人 85,214世帯)

オ 原価の推移

表 5-1-11 原価の推移

(単位:円)

項目	年度	令和2年度	3年度	4年度
	収集運搬経費	31, 466	33, 953	35, 320
1	対前年増減率(%)	2.00	7. 90	4.03
t あ	処理処分経費	24, 823	27, 368	28, 789
た	対前年増減率(%)	9.63	10. 25	5. 19
Ŋ	収集運搬処理経費	56, 289	61, 321	64, 109
	対前年増減率(%)	5. 23	8.94	4. 55
	収集運搬経費	5, 978	6, 196	6, 275
1	対前年増減率(%)	2. 24	3.65	1.28
人あ	処理処分経費	7,010	7, 415	7,831
た	対前年増減率(%)	6. 20	5. 78	5. 61
ŋ	収集運搬処理経費	12, 988	13,610	14, 106
	対前年増減率(%)	4. 34	4. 79	3.64

第2章 ごみ処理

1 処理計画

(1) 宇治市第3次ごみ処理基本計画

21世紀に生きる私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めていくために、平成31年3月に「宇治市第3次ごみ処理基本計画」を策定しました。

ア 基本理念

共生の環~未来のために循環型社会を目指して~

イ 基本方針

- (7) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進
- (イ) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築
- (ウ) ごみの適正処理の推進
- ウ ごみ減量化チャレンジ目標

表 5-2-1 ごみ減量化チャレンジ目標

目 標 年 度	令和 10 年度				
基 準 年 度	平成 29 年度				
家庭系ごみ	家庭系ごみ 可燃ごみ及び不燃ごみの1人1日あたり平均排出量を8%削減				
	(平成 29 年度実績 436g/人・日→目標 400g/人・日)				
事業系ごみ	1日あたり平均排出量を8%削減				
	(平成 29 年度実績 35.2t/日→目標 33.7t/日)				
リサイクル率	25% (平成 29 年度実績 22.3%)				
スローガン	考えよう! ごみの減量 宇治市の未来				

工 計画期間

令和元年度から概ね 10 年間

(2) ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

表 5-2-2 ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

目標値	基準年度	実	績	目標年度
口际但	平成 29 年度	令和3年度	令和4年度	令和 10 年度
(1)家庭系ごみ(g/人・日)	436	447	434	400
(2)事業系ごみ(t/日)	35. 2	28. 6	28. 4	33. 7
(3)リサイクル率 (%)	22. 3	18. 6	20.8	25. 0

図 5-2-1 家庭系ごみの目標値と実績

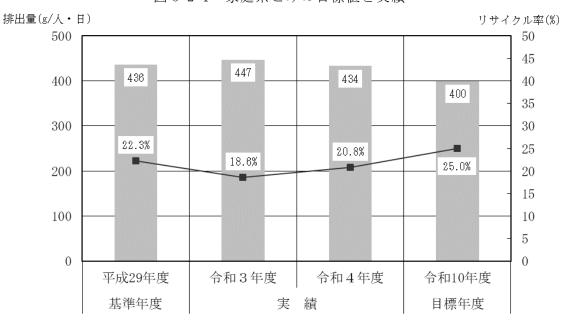
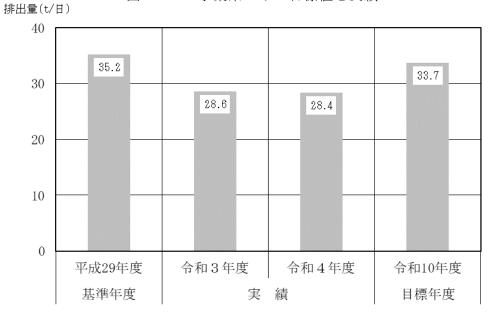


図 5-2-2 事業系ごみの目標値と実績



(3) 令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画

表 5-2-3 令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画

	種	類	量
		可燃ごみ	23,699 t/年
~	家庭系ごみ	不 燃 ご み	6,519 t/年
J		(小 計)	30,218 t/年
		可燃ごみ	10,081 t/年
	事業系ごみ	不燃ごみ	737 t/年
		(小 計)	10,818 t/年
		容器包装廃棄物	4,885 t/年
み	資源ごみ	その他資源ごみ	7,267 t/年
0 /-		(小 計)	12,152 t/年
	合	計	53,188 t/年

(3) 収集運搬体制(令和4年度)

表 5-2-4 家庭系ごみ収集運搬体制(令和4年度)

					1		集連搬体制(令和4年度) I
	区	分	収	集形態	料金	収集回数	
	もネス	るごみ		(定点)		週2回	生ごみ、紙類、布類
	0 / 1 %		委託	(定点)			落ち葉、草、木切れ等
	もうわ	いごみ	直営	(定点)		週1回	金属類、プラスチック、陶器
	もんな	v · _ み	委託	(定点)		쏀I비	小型家具、ガラス、灰等
	ラ プ 1	0 . F	直営	(定点)) H 1 F	もえないごみ収集時に別途回収
	スプレ	у — Щ	委託	(定点)		週1回	ひんなv・こか以来时に別歴凹収
		缶	直営	(定点)		日の同	飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶
		Щ	委託	(定点)		刀石凹	BY NAME OF STANDALL IN CHILD AND STANDARD
	び	λ	直営	(定点)		2週1回	飲み物・食べ物のびん、ペットボトル
	ペッ	トボトル	委託	(定点)	fmt vivi		同じ日に別々の袋に入れて排出する
	プラ	マーク	直営	(定点)	無料	週1回	プラスチック製容器包装
\/ 	てん	いぷら油					植物性の油
資源	ペットボ	トルキャップ					飲料水等のペットボトルキャップ
ごみ	蛍	光管		直営		週1回	直管蛍光管・環形蛍光管
05	小	型家電	(拠点	(/11 箇所)			40 cm×20 cmの投入口に入る小型家電(36 品目)
	インクス	コートリッジ					全メーカーの家庭用プリンターのインクカートリッジ
			直営			\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	飲み物の紙パック(アルミコーティングされていないも
	紙ノ	ペック		- L (/60 箇所))	週1回	(D)
				(定点)		週 2 回	
	乾	電池		託 (定点)			もえるごみ収集時に別途回収
		a		(t t)			一時多量ごみ、大型ごみ等
	臨時	ごみ	直営 (戸別)		有料	随時	料金 250 円/100 兆毎
			直営	・委託			
(🕁	古紙		ま	たは		月1回	古紙回収について、民間業者と契約して宇治市と協定を
(形		・段ボール・古 \	自	冶会等		以上	結んだ自治会等に対して、報償金 (5円/kg) を支払う
	布	,	(指)	定箇所)			
			古兴	(금메)			収集 犬…3,300円(1体) 猫等…2,200円(1体)
	犬・猫等	等の死体		(戸別) 委託	有料	随 時	持込 犬…2,200円(1体) 猫等…1,100円(1体)
				女に			※飼い主のいない犬・猫等は無料
	溝	土	2	委託	無料	週2回	専用容器を木・金曜日に配達して、町内会で清掃後に
	件		(指)	定箇所)	無付	쏀스비	月・火曜日に回収
							テレビ(液晶式・プラズマ式 H21.4より)、冷蔵庫(冷
	廃 多	· 電					凍庫 H16.4より)、洗濯機(衣類乾燥機 H21.4より)、
	廃 家 電 (義務外品)		直営	(戸別)	有料	週 1 回	エアコン
						リサイクル料金払込み後、宇治市が収集運搬料金 3,300	
							円(1台)で収集
							家庭系パソコンの回収再資源化料金及び収集運搬料金
		パソコン 直営 (戸別)		(戸別)	有料 陨	随 時	デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液
	(メーカー	-不存在)	- H () /34)			10	晶ディスプレイ…4,400円/台
			n 供) 1.1.11八人 月				CRTディスプレイ…5, 500 円/台

(備考) ふれあい収集は別途体制

(4) 保有車両(直営)

表 5-2-5 保有車両一覧(直営)

用途区分	車 種	台 数	備考
もえるごみ・プラマーク収集	2 t 塵芥車	21	回転板式・圧縮板式
(一部缶、乾電池、死獣収集	小型ダンプ車	2	
を含む)	2 t 塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
ようか、デス団体	4 t 塵芥車	1	圧 縮 板 式
もえないごみ収集 (臨時ごみ)	2 t 塵芥車	1	圧 縮 板 式
	2 t ダンプ車	1	パワーゲート架装
拠 点 回 収	2 t トラック	1	パワーゲート架装
一	小型トラック	1	パワーゲート架装
ふれあい収集	2 t トラック	2	パワーゲート架装
その他	軽ダンプ車	5	
合	計	36	

※環境教育用塵芥車(1台)を除く



2 t 塵芥車



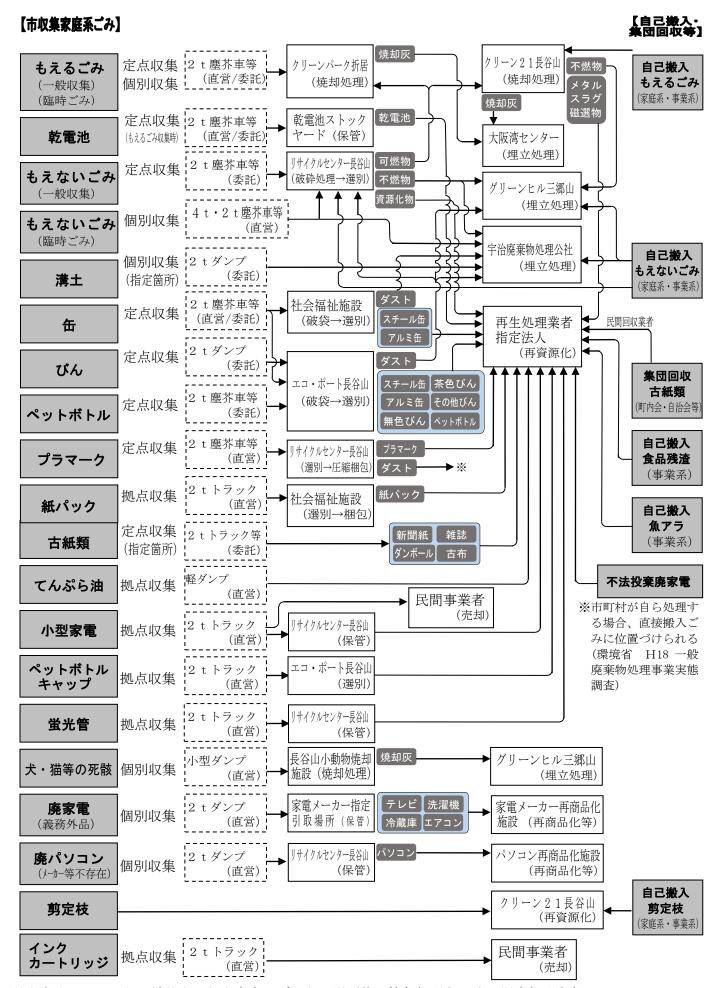
ふれあい収集用2 t トラック



4 t 塵芥車



軽ダンプ車



※リサイクルセンター長谷山から発生するダストは選別後、焼却処理もしくは埋立処理を行っている。

2 処理実績

(1) もえるごみ

表 5-2-6 処理実績(もえるごみ)

	年 度	平成	令和			
項目		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
① 収 集 対 象	入口(人)	187, 290	186, 095	185, 203	183, 865	182, 488
② 稼 動 日 数	文 (日)	258	260	259	259	259
	(a)家 庭 系 (一般・臨時)	23, 281. 64	23, 219. 71	24, 173. 74	23, 653. 47	22, 984. 53
③市収集量(t)	(b)事 業 系 (一般・臨時)	1, 496. 14	1, 492. 15			
	計	24, 777. 78	24, 711. 86	24, 173. 74	23, 653. 47	22, 984. 53
	(a)家 庭 系 (一般・臨時)	90. 24	89. 31	93. 33	91. 33	88.74
④1日当たり 収集量(t)	(b)事 業 系 (一般・臨時)	5. 80	5. 74			
	計	96.04	95.05	93. 33	91.33	88. 74
⑤住民1人1日当た	こり排出量(g)	340. 57	340. 91	357.60	352.45	345. 07
⑥収集対象人口	対前年比(%)	-0.40	-0.64	-0.48	-0.72	-0.75
の伸び	指 数	100.00	99. 36	98. 89	98. 17	97. 44
⑦年間市収集量	対前年比(%)	-1.64	-0.27	-2. 18	-2. 15	-2.83
の伸び	指数	100.00	99. 73	97. 56	95. 46	92. 76
⑧住民1人1日当	対前年比(%)	-1.25	0.10	4. 90	-1.44	-2.09
たり 排出量の伸び	指数	100.00	100. 10	105.00	103.49	101. 32

- (備考) 1. 人口は、毎年10月1日現在
 - 2. 計算式 ④=③÷②, ⑤=③(a)÷①÷365(366)日
 - 3. ⑤は事業系を除く。
 - 4. 指数は平成30年度を100とする。
 - 5. 古紙回収量を除く。
 - 6. ③(a)には死獣(小動物)処理量を含む。
 - 7. 事業系もえるごみの市直営収集は、令和元年度をもって終了した。



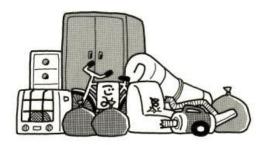
(2) もえないごみ

表 5-2-7 処理実績(もえないごみ)

- 日			左座	平成	令和			
項目			年 度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
① 収 集 対	象	П		187, 290	186, 095	185, 203	183, 865	182, 488
	委託	(a)一般家庭	涤	257	259	258	258	258
② 稼動日数	古兴	(b)臨時ごみ		258	260	259	259	259
	直営	(c)定期事業	系	258	260			
	直•委	(a)一般家庭	系	6, 289. 67	6, 327. 47	6, 416. 27	5, 344. 61	4879.60
		(b)臨 時	(家庭系)	243. 72	183. 33	468. 18	404. 20	430. 54
③市収集量	直営	ごみ	(事業系)	33. 91	33. 84			
(t)		(c)定期事業	系	122. 05	121. 84			
	委託	(d)溝土回収		37. 14	38. 23	26. 79	25. 24	31.51
	計				6, 704. 71	6, 911. 24	5, 774. 05	5341.65
介力可拠す 見	(4)	(a) 自衛隊		5. 46	6. 33	8. 21	7. 38	7. 21
④自己搬入量	(t)	(b)家庭系		605. 17	1, 051. 58	557. 29	569. 44	583. 35
	直•委	(a)一般家庭	系	24. 47	24. 43	24. 87	20.72	18. 91
⑤1日当たり		(b)臨 時	(家庭系)	0. 94	0.71	1. 81	1.56	1.66
収 集 量 (t)	直営	ごみ	(事業系)	0. 13	0. 13			
(()		(c)定期事業系		0. 47	0. 47			
		<u></u>	•	26. 01	25. 74	26. 68	22. 28	20. 57
⑥住民1人1日	当たり排	⊧出量(g)		104. 50	111. 12	110. 21	94. 26	88. 59
⑦収集対象人口		対前年上	上(%)	-0.40	-0.64	-0.48	-0.72	-0.75
の伸び		指数	ά	100.00	99. 36	98. 89	98. 17	97. 44
⑧年間市収集量		対前年上	上(%)	11. 20	-0.32	3. 08	-16. 45	-7.49
の伸び		指数	ά	100.00	99. 68	102. 75	85. 84	79. 41
⑨住民1人1日当	áたり	対前年上	上(%)	14. 89	6. 33	-0.82	-14. 47	-6. 02
排出量の伸び	:	指数	ά	100.00	106. 33	105. 46	90. 20	84. 78

(備考) 1. 人口は、毎年10月1日現在

- 2. 計算式 $5=3\div2$, $6=[3の(a)+3(b)(家庭系)+4]\div1\div365(366)日$
- 3. ⑥は事業系を除く。
- 4. 指数は平成30年度を100とする。
- 5. 事業系もえないごみの市直営収集は、令和元年度をもって終了した。



(3) 可燃ごみ ごみ質調査

ア 組成分析(乾燥重量)

表 5-2-8 可燃ごみの組成分析 (単位:%)

		平成	令和			
Ę	品目 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		30 平度	九千戌			
	可 燃 物	75.81	77. 78	72. 26	75. 72	74. 46
	紙 類	41.80	46. 26	37. 65	43.62	47. 25
	厨 芥 類	9. 22	6. 93	5. 72	9.66	11. 38
	繊 維 類	11. 54	12.04	14. 31	9. 11	6.86
	草木類	9. 02	8. 64	9. 49	10.88	7.06
	雑物(5 mm以上)	4. 23	3. 91	5. 09	2.45	1.91
	焼 却 不 適 物	19.60	18. 99	23. 19	18. 74	20.85
	ビニール・プラスチック類	18. 32	18. 69	21.68	18. 58	19. 90
	ゴム類等	1. 28	0.30	1.51	0. 16	0.95
	不 燃 物	4. 59	3. 23	4. 55	5. 54	4. 69
	金属類	0.75	0.47	0.36	1.53	1.88
	ガラス・石類	0. 29	0. 21	0. 16	0. 58	0. 93
	雑物 (5 mm以下)	3. 55	2. 55	4. 03	3. 43	1.88
	合 計	100	100	100	100	100

イ 成分分析(含水率)

表 5-2-9 可燃ごみの成分分析

(単位:%)

区分		年度	平成 30 年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
水		分	50. 01	44. 97	43. 50	46. 39	48. 01
可	燃	物	44. 30	50. 42	50. 59	46. 73	46. 11
灰		分	5. 69	4.61	5. 91	6.88	5. 88
合		計	100	100	100	100	100

(4) 死獣(小動物)処理

市民の動物愛護の要望や飼主の心情を考慮して「宇治市斎場」に「動物専用炉」を併置し、昭和59年4月以降、回収後に火葬処理していました。その後、平成10年10月からは、城南衛生管理組合の「長谷山清掃工場小動物焼却施設」にて処理を行っています。

表 5-2-10 死獣 (小動物) 処理数

(単位:匹)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
総	総処理数		1,078	1,096	1,011	957
	飼 犬	203	183	141	121	135
犬	野良犬	3	4	1	0	6
	(小計)	206	187	142	121	141
猫	飼猫等	227	218	218	216	239
小動物	野良猫等	725	673	736	674	577
その他	(小計)	952	891	954	890	816

(5) 溝土回収

町内会・自治会等が溝掃除を実施する際は、事前の申し込みにより「溝土回収容器」を貸し出して、掃除の実施後に回収しています。

表 5-2-11 溝土回収量

(単位: t)

項目 年度	平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収 集 量	37. 14	38. 23	26. 79	25. 24	31. 51
受付件数(件)	610	561	513	356	342





(6) 乾電池回収

廃乾電池は昭和59年11月から、分別収集をおこなっており、『もえるごみ』の収集日に乾電池だけを、別の中身の見える袋で出してもらい、収集車の横の回収箱に集めています。回収後、専門処理工場で適正処理・再資源化しています。

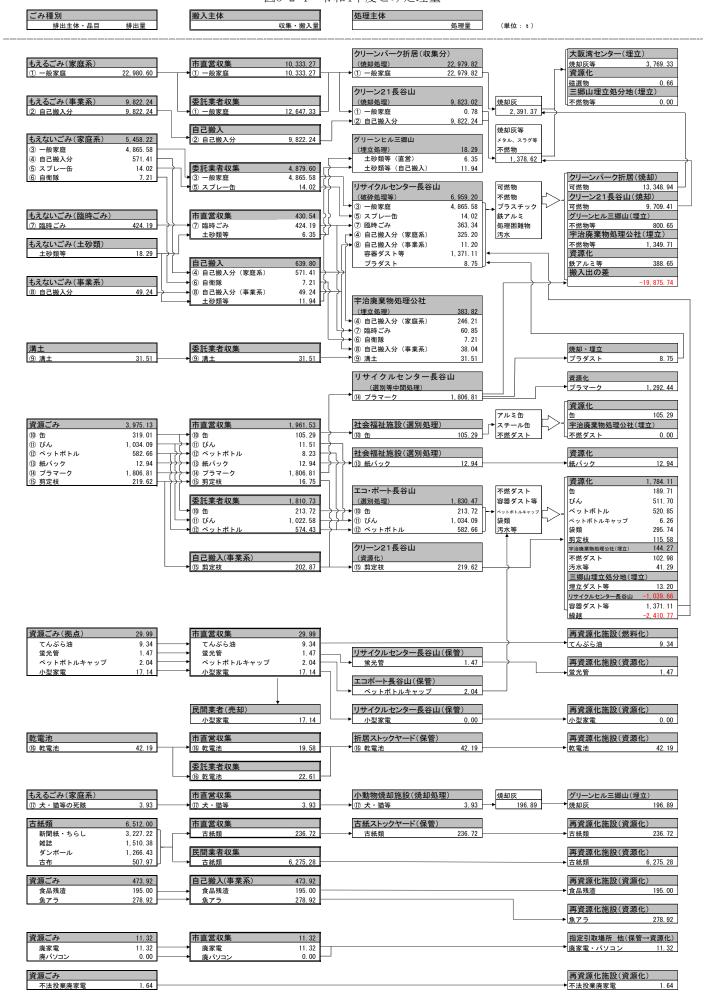
図 5-2-12 乾電池回収量

(単位:t)

項目		年度	平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収	集	量	44. 47	41. 59	45. 76	42.82	42. 19

(7) ごみ処理量 令和4年度実績

図5-2-4 令和4年度ごみ処理量



3 古紙回収事業

ごみの減量と資源の有効利用(再生利用)の促進及びごみ問題解決への社会意識の高揚を図ることで、森林資源の保護と地球環境の保全に資するため、昭和50年8月から「古紙回収事業」を実施しています。回収品目は主として新聞紙・雑誌・ダンボール・古布等を対象としています。

当初は、宇治市と協定を結んだ自治会・町内会等の市民団体を対象に、「定点収集方式」で月1回、市が収集を行い、宇治再生資源事業協同組合に処理を依頼(平成15年度上半期まで売却処理手数料支払い)していました。

実施団体には、報償金として1kg 当たり5円を交付していましたが、平成14年1月からは、民間古紙回収業者と回収契約を結んでいる市民団体も、宇治市と協定を結ぶことにより報償金の対象としました。

平成15年度までは、古紙回収事業を進める一方で「もえるごみ」としても収集を行っていましたが、平成16年度からは、「もえるごみ」として収集することを止め、民間古紙回収業者の活用を基本に古紙回収事業の全市拡大に取り組みました。なお、自治会組織等が無く古紙回収事業に取り組めない一部地域については、現在も宇治市が収集を行っていますが、報償金の支払い対象とはしていません。

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施団体数	民間回収団体	539	539	544	543	547
	直営回収	224, 400	222, 580	231, 890	222, 130	236, 720
古紙回収量	民間回収	7, 881, 917	7, 371, 021	6, 390, 045	5, 240, 330	6, 275, 283
(kg)	合 計	8, 106, 317	7, 593, 601	6, 621, 935	5, 462, 460	6, 512, 003
古紙回収量	対前年度比(%)	-2.86	-6. 32	-12.80	-17. 51	19. 21
の伸び	指数	100.00	93. 68	81.69	67. 39	80. 33
報償金支払	額 (円)	39, 409, 585	36, 855, 105	31, 950, 225	26, 201, 650	31, 376, 415

表 5-2-13 古紙回収事業の概要





4 リサイクル事業

ごみの減量と資源の有効利用など、市民の高まってきたリサイクル意識に応えるため、 リサイクル事業の試行を昭和61年8月より開始し、その後次第に対象区域を広げて、平成 8年度末には36団体、約12,700世帯(市内約1/5の世帯対象)で実施しました。

試行期間の収集方法は、約30世帯で1定点の排出場所を設定してもらい、その箇所に品目毎のかごを収集日前日に配布し、収集日にかごごと回収する方式(一部で袋回収も実施)で、試行期間の回収量累計は缶672.34 t、びん1,240.16 t、紙パック48.18 t、合計1,960.68 t でした。

平成9年度からは、平成7年6月に成立した「容器包装リサイクル法」の本格施行に合わせ、本市においても全市域を対象とした分別収集を開始しました。対象品目は、法による4種類7品目の、缶(アルミ缶・スチール缶)、びん(無色・茶色・その他)、ペットボトル、紙パック(拠点回収)としました。平成13年度からは、発泡トレー類の分別収集も開始しました。また、平成24年3月からは、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管の分別収集を、平成26年1月からは小型家電の分別収集をそれぞれ拠点回収により実施しています。さらに、平成27年1月からはプラマーク(プラスチック製容器包装)の分別収集を開始しました。発泡トレー類はプラマークにあたるため、プラマークと合わせて収集することになりました。

収集方法は、拠点回収を除いて袋回収とし、平成24年10月に導入した「指定ごみ袋制度」により、透明または白色の半透明としています。また、缶の分別・びんの色分けは中間処理段階で行い、市民の分別は求めていません。

排出場所は、市内約5,700ヶ所のごみ収集場所、および拠点回収として紙パックは市内60箇所、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電は市内11箇所の公共施設等としています。

収集日は、「プラマーク」(週1回)・「缶」(月2回)・「びん・ペットボトル」(2週1回) としています。

表 5-2-14	年度別資源ごみ収集量	(単位:t)

		1 2000	, 0 - , 1		(
項目 年度	平成 30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
缶	338. 16	343. 48	380. 56	389. 39	319. 01
びん	1, 027. 00	1, 036. 98	1, 085. 49	1, 059. 45	1, 034. 09
ペットボトル	516. 41	558.66	583. 27	586. 35	582. 66
プラマーク	1, 631. 19	1, 585. 47	1, 698. 47	1, 742. 31	1, 806. 81
紙パック	26. 04	15.40	16. 76	14. 13	12. 94
てんぷら油	10.04	9. 42	9. 90	10. 16	9. 34
ペットボトルキャップ	1. 98	1. 75	1. 96	1.81	2. 04
蛍 光 管	1.90	1.79	1. 95	1. 49	1. 47
小型家電	7. 71	6.83	8. 49	10.82	17. 14
合 計	3, 560. 43	3, 559. 78	3, 786. 85	3, 815. 91	3, 785. 50

表 5-2-15 品目別資源ごみ収集実績

項	品目	缶	びん	ペットボトル	プラマーク	紙パック	てんぷら油	ペット ボトル キャップ	蛍光管	小型家電	合 計
1)収集量 (t)	319.01	1, 034. 09	582. 66	1, 806. 81	12. 94	9.34	2.04	1. 47	17. 14	3, 785. 50
2	資源化量 (t)	295. 07	511.70	520.85	1, 292. 44	12. 94	9.34	2. 04	1. 47	17. 14	2, 662. 99
	資源化率 (%)	92. 50	49. 48	89.39	71.53	100	100	100	100	100	70. 35

(備考) 資源化率=②資源化量÷①収集量

ただし、紙パック・蛍光管は資源化量を集計していない。ペットボトルキャップはエコポート長谷山、てんぷら油、小型家電は宇治市役所に一時保管し、再生処理業者に搬入している。よって、これらの品目の再資源化率は100%とする。

5 家電リサイクル収集運搬事業

平成13年4月の「家電リサイクル法」の施行により、「ブラウン管式テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫」、「洗濯機」の4品目については、従来の「もえないごみ」で処分するのではなく、家電小売店等が有料で引き取って、家電メーカーがリサイクルすることとなりました。ただし、市でも販売店の引取義務外品については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。なお、平成16年4月より冷凍庫が対象品目となり、平成21年4月からは、液晶及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機も対象品目となりました。

6 廃パソコン収集運搬事業

平成13年4月に「資源有効利用促進法」が改正され、パソコンメーカーに対してリデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計が義務付けられるとともに、事業系パソコンについては、メーカー等に対して回収・再資源化の義務が課せられました。

さらに平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても、メーカー等による回収・ 再資源化が義務付けられるとともに、自作パソコンや倒産メーカーのパソコン(メーカー 等不存在パソコン)等については、「一般社団法人パソコン 3 R推進協会」が回収を行っ ています。本市でも自作パソコン等については、市民からの申し込みによって収集運搬を 行っています。

なお、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」の趣旨を踏まえて、本市においては、平成26年1月から36品目の小型家電を拠点回収しており、その中には家庭系パソコンも含まれています。

平成 令和 区分 年度 2 年度 3年度 4年度 30 年度 元年度 ブラウン管式 53 60 63 36 38 テレビ 液晶・プラズマ式 21 35 45 52 65 エアコン 5 12 17 13 12 50 冷蔵庫・冷凍庫 97 84 91 92 42 79 76 洗濯機 91 78 衣類乾燥機 1 10 0 1 0 パソコン 0 0 0 1 0 270 合計 172 293 300 285

表 5-2-17 廃家電及び廃パソコン収集実績

7 廃食油の回収支援事業

平成15年4月より、市内の営利を目的としない団体で、家庭から出る廃食油を自主的に 回収する団体に対して、回収資材(啓発のぼり・回収ポリ容器)を無償貸与しています。

8 ふれあい収集

平成21年度に、介護が必要な方や身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ(安否確認)を行う「ふれあい収集」を試行実施し、平成22年度より本格実施しています。

令和2年度からは対象者を拡大し、産後ケア事業の利用対象者が居住する世帯に対し、 産前を含め新生児が満1歳を迎えるまで、「ふれあい収集」を実施しています。

令和4年度末時点で、486世帯を収集対象としています。

9 指定ごみ袋制度

平成24年10月より、ごみ減量意識の向上、分別の徹底によるさらなる資源化の促進、排出方法の適正化と収集作業等の安全確保を目的に、指定ごみ袋制度を導入しました。市が指定するごみ袋とは、透明・白色の半透明で「中身の見える」一般に流通する市販品のごみ袋やその基準を満たしているレジ袋などです。

10 海外リユース事業

令和元年度から、ごみ減量を目的としたリユースの取り組みを強化し、「海外リユース事業」を開始しており、各家庭で不要になった衣類、靴、カバン、ぬいぐるみ等を回収し、海外でリユースしています。

令和4年度の回収量は70.9 t となっています。

第3章 し尿処理

1 処理計画

し尿に関しては収集・運搬・処理及び手数料徴収に至るまで、城南衛生管理組合が業務を行っています。

(1) 収集・運搬計画

表 5-3-1 し尿収集・運搬計画

		収集の方法	実施主体	対 象
	定期収集	おおむね 20 日毎	企業委託	継続して収集をする一般家庭・ 事業所等
し 尿	臨時収集	申込みにより随時	企業委託	下水道工事や便槽の改造など定 期収集以外で収集が必要な場合
	災害収集	市町の要請により 随時	直営・企業委託	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市町で災害を認定した場合
浄化槽汚泥		許可企業への申込 みにより随時	浄化槽清掃業及び一 般廃棄物処理業の許 可を有するもの	浄化槽を使用するもの

(2) し尿収集委託企業

表 5-3-2 し尿収集委託企業

企業名	収 集 地 域
城南環境事業協同組合	管内全域

(3) 令和4年度し尿処理計画(宇治市)

表 5-3-3 令和 4年度し尿処理計画

項目	量(kl/年)
し、尿	4, 258
浄 化 槽 汚 泥	12,274
計	16,532

(4) し尿収集届及び手数料

ア し尿収集届の提出を要する事項

表 5-3-4 し尿収集の届出を要する事項一覧

	し 尿 収 集 届					
	新 規	変 更	廃止			
届	○転入の場合	○代表者氏名・請求先	○転出、転居、下水道、			
出	○転居の場合	の変更があった場合	浄化槽設置等で、			
必要	○世帯制・従量制により新たに		くみ取りが不要に			
事	くみ取りが必要になった場合		なった場合			
項	※(門標の交付)					

イ し尿処理手数料

(ア) 手数料算定基準

表 5-3-5 し尿処理手数料算定基準

新	規	新たに収集の届出をした場合は、届出日の属する月の翌月から手数料を徴収 する。
长	r I.	収集を受けていた者が廃止の届出をした場合は、届出日の属する月に
廃	11.	ついては、手数料を徴収しない。

(備考) 世帯制に限る

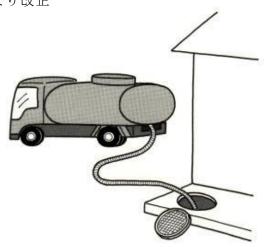
(イ) 手数料表

表 5-3-6 手数料表

区 分	手 数 料 内 容
世帯制	1世帯につき月額 750円 (2箇月まとめて徴収)
従 量 制	90 兆まで毎に 1,100 円 (2 箇月まとめて徴収)
臨時収集	90 兆まで毎に 1,100円
自己搬入	1,800 ぱまで毎に 15,000 円

(備考) 1. 世帯制は一般家庭、従量制は事業所等に適用

2. 手数料表は平成8年4月1日より改正



2 処理実績

(1) し尿処理人口の推移(人口は毎年10月1日現在)

表 5-3-7 し尿処理人口の推移

(単位:人)

区分	年度	30 年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
行	F政区域内人口	187, 290	186, 095	185, 203	183, 865	182, 488
計画	「処理区域内人口	187, 290	186, 095	185, 203	183, 865	182, 488
計	画収集人口	4, 327	3,832	3, 520	3, 222	2, 882
	世帯制	4, 316	3,812	3, 506	3, 211	2,871
	従量制	11	20	14	11	11
水	洗化人口	182, 959	182, 261	181, 681	180, 641	179, 604
	下水道	150, 593	153, 549	155, 782	156, 976	157, 767
	浄化槽	32, 366	28, 712	25, 899	23, 665	21, 837
自	家 処 理 人 口	4	2	2	2	2

図 5-3-1 令和 4 年度し尿処理人口グラフ

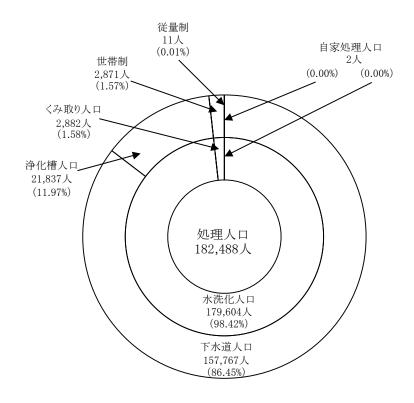
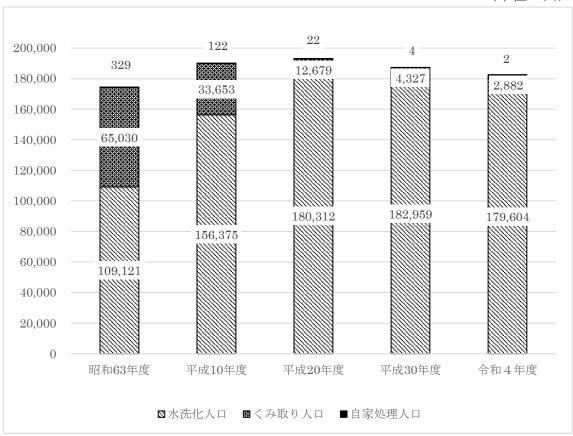


図 5-3-2 し尿処理人口推移グラフ

(単位:人)



(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(城南衛生管理組合)

表 5-3-8 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位: k1)

_						(124 • 114 /
項目	年度	平成 30 年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
総	処 理 量	36, 982. 32	34, 765. 79	33, 150. 57	30, 432. 70	28, 814. 99
	し尿	12, 328. 95	11, 728. 50	10, 986. 18	10, 247. 71	9, 595. 94
搬	委託収集	12, 149. 06	11, 214. 72	10, 790. 70	10, 190. 44	9, 440. 15
入内	直営収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
訳	自己搬入	179.89	513. 78	195. 48	57. 27	155. 79
	浄化槽汚泥	24, 653. 37	23, 037. 29	22, 164. 39	20, 184. 99	19, 219. 05
	宇 治 市	23, 209. 79	21, 041. 35	19, 662. 68	17, 436. 08	16, 332. 63
市	城陽市	5, 271. 37	5, 347. 36	5, 033. 96	4, 776. 09	4, 658. 49
町	八幡市	1, 957. 43	2, 049. 77	2, 407. 61	2, 211. 70	2, 119. 13
村 別	久御山町	1,880.26	1, 766. 98	1, 643. 80	1, 503. 99	1, 459. 17
内	宇治田原町	3, 835. 95	3, 775. 51	3, 594. 94	3, 815. 48	3, 577. 05
訳	井 手 町	827. 52	784. 82	807. 58	689.36	668. 52
	計	36, 982. 32	34, 765. 79	33, 150. 57	30, 432. 70	28, 814. 99

第4章 城南衛生管理組合

1 概要

(1) 所在地

京都府八幡市八幡沢1番地

(電 話 075-631-0771) (F A X 075-631-7296)

(2) 沿革

昭和37年に隣接する市町1市4町(当時…宇治市・城陽町・八幡町・久御山町・宇治田原町)が共同によるし尿処理組合(「宇治市外4町し尿処理組合」)を設立しました。

その後、昭和39年11月に「城南衛生管理組合」と改称し、昭和43年に長谷山清掃工場が完成し、ごみの共同処理を始めました。また、昭和56年4月1日からは井手町の組織加入により3市3町で構成して、現在に至っています。

(3) 業務内容

し尿処理事業・・・・・収集・運搬・処理・処分・手数料徴収

ごみ処理事業・・・・中間処理・処分

(4) 構成市町・人口等

表 5-4-1 城南衛生管理組合の構成市町等一覧

(令和4年10月1日現在)

	所 在	地	電 話	清 掃 担	当 部 署	
市・町名	世帯数	人口	面 積(km²)	1 世帯当たり	人口密度 (人/km ²)	
宇治市	宇治市宇治琵琶	33	0774-22-3141	まち美化推進課		
十 但 川	85, 214	182, 488	67. 54	2. 14	2, 701. 92	
城陽市	城陽市寺田南堤	下 1	0774-53-1400	環境課		
が 畑 川	35, 191	74, 729	32.71	2. 12	2, 284. 59	
八幡市	八幡市八幡園内	75	075-983-1111	環境業務課		
// 順 川	33, 725	69, 660	24. 35	2. 07	2, 860. 78	
久 御 山 町	久世郡久御山町	・島田ミスノ 38	075-631-6111	住民課		
	7, 285	15, 521	13. 86	2. 13	1, 119. 84	
宇治田原町	綴喜郡宇治田原町立川坂口 18-1		0774-88-2250	建設環境課		
	3, 809	8, 899	58. 16	2. 34	153. 01	
井 手 町	綴喜郡井手町井	手南玉水 67	0774-82-2001	産業環境課		
井 手 町	3, 416	7, 023	18.04	2.06	389.30	
合 計	168, 640	358, 320	214.66	2. 12	1, 669. 24	

2 処理施設

(1) 焼却施設

表 5-4-2 焼却施設の概要

項目		<u></u>	五称	クリーン 21 長谷山	クリーンパーク折居		
所	在		₩	地	내나	城陽市富野長谷山 1-270	宇治市宇治折居 18
ולו	1=	<u> </u>	TEL 0774-52-3581		TEL 0774 — 20 — 4799		
処	理	対	象	可燃性一般廃棄物(市町収集・許可収集・自己搬入)	可燃性一般廃棄物(市町収集)		
処	理	方	式	全連続燃焼式焼却炉 平成23年4月以降は灰溶融炉の稼 働を停止	全連続燃焼式焼却炉		
処	理	能	力	120 t /24 h × 2 炉	57.5 t / 24 h × 2 炉		
敷	地	面	積	27, 287. 4 m ²	30, 237. 5 m²		
竣	•	•	エ	平成 18 年 8 月	平成 30 年 3 月		

(2) 破砕施設

表 5-4-3 破砕施設の概要

項目 名称			3称	リサイクルセンター長谷山 (粗大ごみ処理施設)				
所	在地		地	城陽市富野長谷山 1-270 TEL 0774-53-3581				
処	理	対	象	粗大ごみ、不燃性一般廃棄物等(市町収集・許可収集・ 自己搬入)				
処	理	方	式	二軸低速回転式+竪型高速回転式				
処	理	能	力	60 t / 日				
選	別	点	数	5種(可燃物・不燃物・プラスチック・鉄・アルミ)				
敷	地	面	積	27, 287. 4m ² (クリーン 21 長谷山敷地内)				
竣			工	平成 27 年 3 月				

(3) し尿処理施設

表 5-4-4 し尿処理施設の概要

項目		<u></u>	5称/	クリーンピア沢
所	₹	Ē	地	八幡市八幡沢 1 TEL 075-631-5174
処	理	対	象	し尿及び浄化槽汚泥
処	理	方	式	前処理+希釈+公共下水道排水
竣			工	平成9年2月

(4) 資源化施設(選別施設)

ア 工場棟

表 5-4-5 工場棟の概要

項目	名称		力批	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山	
垻日			名 / / · / · /	(再資源化施設)	(プラスチック製容器包装資源化施設)	
示	所 在		土	城陽市富野長谷山 1-270	城陽市富野長谷山 1-270	
ולז			地	TEL 0774-58-0550	TEL 0774-53-3581	
処	理	対	象	缶・びん・ペットボトル・紙パック	プラスチック製容器包装	
処	理	能	力	46 t / 日	17 t / 日	
敷	地 面 積		積	27,287.4m² (クリーン21長谷山敷地	1内)	
竣			工	平成 11 年 1 月	平成 27 年 3 月	

イ リサイクル工房

表 5-4-6 リサイクル工房の概要

-			双りもり ラッイフル工房	· / // / /			
項目	<u></u>	称	エコ・ポート長谷山(リサイクル工房)				
所	在 :	地	城陽市富野長谷山 1-270 TE	CL 0774-56-5556			
			1 階	2 階			
内		容	【自転車工房】 家庭で不用になった自転車を 回収、希望者が再生自転車とし て組立するコーナーやきるコー を持ち込み修理できるコーナーがあります。 【衣服工房】 各家庭から提供された衣服や 着物を日常的に展示し、譲渡しています。 和布を使った小物作り等が楽しめる衣服のリサイクル教室があります。	【ガラス工房】 構成市町から搬入された資源 物等を使い、電気炉細工・バーナーの3種類のガラス体験が出来ます。 【リサイクル教室】 剪定枝を使って大工教室とで 源物の工作教室を開催しています。 【リフォーム教室】 不用となった着物を使って、 鞄や洋服のリフォーム 製開催しています。			

(5) 最終処分場

表 5-4-7 最終処分場の概要

(項目			名称	グリーンヒル三郷山
所	1	Ē	地	久御山町佐古梶石 1-3 TEL 0774-28-5353
処	理	内	容	一般廃棄物最終処分場
排	水 処	理力	式	生物処理 + 高度処理
排	水 処	理能	力	100 m ³ / 日
埋	<u> </u>	面	積	17, 000 m²
埋	<u> </u>	容	積	200, 000 m ³
竣			工	平成 13 年 3 月

第5章 一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

1 概要

(1) 沿革

宇治市の清掃行政と対応して、市内から排出される不燃性一般廃棄物及び埋立可能な産業廃棄物の埋立処理を行う為に、企業の参加を得た第3セクター方式で昭和52年7月14日に京都府知事の許可により、「財団法人宇治廃棄物処理公社」を設立しました。また、昭和53年6月1日に産業廃棄物処理業の許可を得て事業を開始、平成25年4月1日より一般財団法人に移行し、今日に至っています。

(2) 業務内容

廃棄物の埋立処分業務

(3) 処理施設

表 5-5-1 処理施設の概要

項目		_	名	称	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所		在		地	宇治市池の尾仙郷山6番地2 TEL 0774-21-4048
					(1)一般廃棄物
					不燃ごみ・粗大ごみ
					(2)産業廃棄物
事	業	\mathcal{O}	範	井	①燃え殻 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず
					⑤繊維くず ⑥ゴムくず ⑦金属くず
					⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
					⑨鉱さい ⑩がれき類
埋	立		方	式	コンパクターによる破砕・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
排	水		処	理	凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着390m³/日(第3期は140m³/日)
埋	立		面	積	78, 479 m²
埋	立		容	量	972, 571 m ³

(4) 料金表

表 5-5-2 料金表

(10kg 毎 税抜)

Þ	区 分		取り扱い区分	処分料金単価		
_		般	家庭系	142 円		
廃	棄	物	事業系	142 円		
			廃プラスチック類を除く許可取得品目	190 円		
			廃プラスチック類	285 円		
産		業	廃プラスチック類を除く許可取得品目の混載	238 円		
廃	棄	物	廃プラスチック類を含む許可取得品目の混載	285 円		
			処理困難物	285 円		
			非飛散性アスベスト廃棄物	476 円		

処分料金は、取り扱い区分により、実重量に単価を乗じて得た額とする。100 kg以下のときは、処分料金は料金単価に10 を乗じた額とする。一般廃棄物は別途消費税が課税される。産業廃棄物は別途消費税及び京都府産業廃棄物税が課税される。

2 搬入実績

年度別搬入量

ア 一般廃棄物

表 5-5-3 一般廃棄物の年度別搬入量

(搬入量単位:t)

	項	Ħ		令和 2	2年度	令和:	3年度	令和4年度		
	供	目		件数	搬入量	件数	搬入量	件数	搬入量	
総	搬	入	量	3, 341	5, 218. 59	3, 855	5, 756. 22	2, 519	3, 783. 44	
()	火災 廃 棄 物	(減免))	(80)	(232.07)	(168)	(423. 13)	(93)	(221.61)	
(ク	リーン宇治運動	助収集廃棄物	物)	(6)	(0.28)	(4)	(0.19)	(4)	(0.20)	
(不	法投棄他収	集廃棄物	j)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	

(備考)() は総搬入量の内数

イ 産業廃棄物

表 5-5-4 産業廃棄物の年度別搬入量

(搬入量単位:t)

	項	目		令和:	2年度	令和	3年度	令和4年度		
	供	Ħ		件数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量	
総	搬	入	量	5, 760	2, 969. 78	8, 558	4, 710. 29	8, 258	4, 848. 46	
	燃	え	殻	0	0	0	0	1	1.31	
	廃プラ	スチッ:	ク類	1, 546	725. 73	1, 104	542.91	297	122. 97	
	木	<	ず	26	11.61	18	5. 21	9	4. 39	
	金 属	<u>'</u>	ず	8	2.62	7	1. 23	1	0.19	
		ず・コン ・陶磁器		11	5. 12	36	36.81	9	7.89	
	がれ	き	類	38	56.37	23	24. 98	10	17. 91	
	廃プラ類	類を除く	混載	112	82. 54	62	60.92	14	17. 97	
	廃プラ類	質を含む	混載	3, 998	2, 065. 89	7, 289	4, 030. 41	7, 912	4, 674. 52	
	処 理	困 難	物	1	2.30	0	0	0	0	
	非飛散性	生アスベ	スト	20	17. 60	19	7.82	5	1. 31	

